

2005. 6. 4

金融庁・貸金業規制に関する懇談会委員 各位

意見書

日栄・商工ファンド対策全国弁護士
団長 木村 達也

意見の趣意

借主、資金需要者、および保証人の利益がないがしろにされ、顧客との共存を前提にしないために、多くの人々を無益な倒産、失業、自殺にまで追い込んできた商工ローンの営業方法を、根本的に変えるために、私達は以下の規制をもとめます。

商工ローンに特殊なものとして

1. 経営者以外の個人保証を要求する行為を禁止する。
2. 貸付の返済方法として、手形小切手で取得する行為を禁止し、違反を処罰する。
3. 利息制限法を超過する利息の契約につき、公正証書を作成することを禁止し、違反を処罰する。

利息制限法超過貸付全体につき

1. 利息制限法を超過する利息を支払わないことに対して、期限の利益喪失等何らかの不利益を課す約定により強制する行為を禁止し、処罰する。
2. 消費者契約法の趣旨に従い、契約書に借主の利息制限法上の権利、義務を明記すべきことを17条の中に明記し義務付ける。
3. 返済能力を超える過剰融資を実効的に禁止する。

金利規制につき

1. 出資法の上限金利を引き下げ、利息制限法と一致させる。
2. 貸金業規制法43条を撤廃する。
3. その上で、利息制限法の制限金利も、超過利息で借金をする層の国民が借金をしたとしても、健康で文化的な最低限度の生活ができる金利、または事業継続の可能な金利まで引き下げる。

意見の理由

私達は、日栄・商工ファンドなど、商工ローンの被害を救済する活動をしてきました。

商工ローンの高金利を、黒字の事業者でも、利益から返すことができないことが、統計的に明らかになりました。勧誘を受けて借りるときには、皆返せると思って借りるのですが、実際に借りた後から、利息を返すうちに、とても返せない高金利であることと、精一杯返しても元本が減るのではなく逆に増えていくことに気づくのです。しかし、借りるときに保証人に保証契約をしてもらった後なので、金利の重圧に耐えかねたときには、もう保証人に迷惑を掛けられない立場となっているので、大変な苦しみとなります。主観的に短期融資を目的としても、客観的に短期で利息に加えて元本まで返すことのできない場合が大多数です。

加えて、日栄は手形決済という方法で支払いをさせ、決済資金を融資するという形態で取引を継続するために、手形不渡りを避けるためには、利息制限法違反の金利であっても、当座の口座に用意しておかなければ、倒産という厳しい事態となります。

利息制限法を超過する金利は本来強制することは許されないのですが、罰則がないために、日栄の場合、手形と保証人によって、事実上利息制限法違反の利息の支払いを強制し続けています。顧客を手形不渡りで倒産に追い込み、保証人から元本を回収することが、日常的な業務となっているのです。保証人目的の貸付や、手形不渡りによる返済の強制を罰則により禁止しなければ、借金による自殺者が増え続けている現状は変わりません。

商工ファンドの場合は、大多数の主債務者が支払えなくなるまで、1年から2年です。そして7割から8割は保証人が支払う仕組みになっているのです（もと従業員の告白）。

そして借主が支払えなくなった後は、保証人とその家族の人生を一変するような、多額の取立てが、知らない間に作られた公正証書による差し押さえなどといった強制的な手段によって襲い掛かってくるのです。

「元本は保証人から」取り立てることになるという取引の危険性を知っているのは、貸す側だけです。貸すことが貸金業者の利益になっても、借りることは事業者の利益になっていないのです。

これが健康で文化的な最低限度の生活を保障した憲法の下での出来事か、と驚くような悲惨な状態が続いています。

是非、貸金業法改正につき、当弁護団の切実な意見を取り入れた法改正を検討して頂きたく、意見書を送付させていただきます。

以上